

【別添3】指定障害児通所支援事業者等の指定の申請事項一覧（平成30年10月1日～）

児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援	障害児入所施設	障害児相談支援
第18条の27	第18条の28	第18条の29	第18条の30	第18条の29の2	第25条の21	第25条の26の6
一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	一 事業所の名称及び所在地	一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	一 施設の名称及び所在地	一 事業所の名称及び所在地
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等
	五 医療法第七条の許可を受けた診療所であることを証する書類				五 医療法第七条の許可を受けた病院であることを証する書類	
五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	五 事業所の平面図
六 利用者の推定数	七 利用者の推定数	六 利用者の推定数			七 利用者の推定数	
七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴	八 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	六 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	六 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	八 施設の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所	六 事業所の管理者及び相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第二条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴
八 運営規程	九 運営規程	八 運営規程	七 運営規程	七 運営規程	九 運営規程	七 運営規程
九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	十 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	十 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十一 法第二十一条の五の十五第二項各号に該当しないことを誓約する書面（以下この条から第十八条の三の十まで（次条を除く。）において「誓約書」という。）	十二 法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）	十一 誓約書	十 誓約書	十 誓約書	十二 法第二十四条の九第三項において準用する法第二十一条の五の十五第三項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）	十 法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項各号（同項第四号、第十一号及び第十四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）
十三 その他指定に関し必要と認める事項	十三 その他指定に関し必要と認める事項	十三 その他指定に関し必要と認める事項	十一 その他指定に関し必要と認める事項	十一 その他指定に関し必要と認める事項	十三 その他指定に関し必要と認める事項	十一 その他指定に関し必要と認める事項

・・・都道府県知事がインターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、省略可能な事項（登記事項証明書を除く。）。

・・・指定の変更の申請時に提出すべき事項。

・・・変更の届出は不要な事項。